

# 総務産業委員会報告書

令和5年5月1日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 山本 成

令和5年5月1日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	審査結果	少数意見
報告第3号 専決処分（専決第10号公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	承認	なし
報告第4号 専決処分（専決第11号備前市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	承認	なし
報告第5号 専決処分（専決第12号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	承認	なし
報告第6号 専決処分（専決第13号備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	承認	なし



## 総務産業委員会記録

招集日時	令和5年5月1日（月）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前10時29分	開会	～	午前10時46分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第2回臨時会)の開催		
出席委員	委員長	山本 成	副委員長	内田敏憲
	委員	尾川直行		石原和人
		森本洋子		藪内 靖
		松本 仁		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	なし			
傍聴者	議員	青山孝樹		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	総務部長	今脇典子	税務課長	星尾雄二
	文化スポーツ部長	森 優	文化振興課長	岡田真理
審査記録	次のとおり			

午前10時29分 開会

○山本委員長 ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

\*\*\*\*\* 報告第3号の審査 \*\*\*\*\*

まず、報告第3号専決処分（専決第10号公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて審査を行います。

報告第3号について、質疑を希望される方の発言を許可します。

○尾川委員 先ほど、同僚議員が質疑され、対象者2名を派遣とお聞きしたけど、役職というか、資格というか、どういうレベルを想定されているのか、名前までは別として、どういう方が派遣予定なのかを教えてください。

もう一つは、なぜこういう規定になっていたのか、何で漏れがあったのかをお聞きしたい。

○森文化スポーツ部長 派遣の職員ですけど、お一人は課長級の方、お一人は課長補佐級の方でございます。

それから、どうしてまたここで条例改正かということですけども、人事のことでどなたが行かれるか分からないというところで、管理職手当まで整備をするのがちょっとできていなかったということでございます。

○尾川委員 職員組合にいろいろこういう人事に関する規定の改廃について、何か話をされたかどうか。そういう組織に話をされたかどうか、教えてもらえたらと思います。

○今脇総務部長 職員組合につきましては、協議はしてはおりません。

○尾川委員 何か反応はあったのか。

○今脇総務部長 今のところはありません。

○松本委員 私、別に反対するわけではないけど、こういう事例は、全国いろんなケースがあるでしょう。普通民間だったら当たり前のように、市役所はちょっと違った世界と言えおかしいけど、他の自治体ではこういうケースはどう対応されているか、参考までに教えてください。

○今脇総務部長 同じような事例は、調べてはいないですけども、今、多様な人材の登用といいますか、例えば、民間に籍を置いてこちらに出向するとか、いろんなパターンがあると思います。そういったことに対応していかなければいけないとは思っておりますので、今回の件についてもそれに該当すると思ひ、改正することになったものです。

○石原委員 今度新たに、備前市職員の給与に関する条例の第2条に規定する給与を支給することができるということになるようですけども、この第2条についてお教えいただけたら。

○森文化スポーツ部長 2条については、支給できる手当等のことをうたっており、その中には、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当が支給されるという条項になっております。

○石原委員 この財団が設立されたのが、4月18日でしたか。3月末に人事異動があったけれども、この方とこの方が派遣されることが3月末に決まったわけでしょうが、18日に正式に設立をもって、そこからの派遣になるでしょうけれども、規定上は4月18日に財団設立で、そこへ派遣されますというときに、この管理職手当が支給できるためには、最低限これは3月31日に専決されていますが、タイミングとしては4月17日までのどこかでということですか。設立がその時点では、恐らくまだ確定もされてなかった段階だったでしょうが、そのタイミングのところ。

○今脇総務部長 給与の計算の基準が月の1日となっておりますので、それで3月31日に専決ということで4月1日施行ということ。

○尾川委員 公益的法人等とはどういうものを対象に考えとったらいいのか、その辺説明してもらえたらと。

送られるほうとしたら不明確で、どこに行くか分からないのは不安定だから、安定的に説明してきちんと派遣するということにしないと、出る者にしたら大変だと思う。それで、しつこく組合に聞いているのかと言っている。そういうシステムをつくらないと、今はこうしてもらえればありがたいと思うて、文句ばかり言うなという時代かもしれないけど、どうなるかとか、どういふところへ行くとかということをも明確にしないと、雇用は安定しておかないと、一番大事なところだと思うので、その公益的法人等はどどこ今想定しているのか教えてもらいたい。

○今脇総務部長 この公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の第2条に、派遣すべき団体を記載しております。具体的に言いますと、一般財団法人備前市施設管理公社、社会福祉法人備前市社会福祉事業団、社会福祉法人備前市社会福祉協議会、岡山県農業共済組合、それから2月定例会で議決をいただきました、この財団法人となっております。

○尾川委員 そういうことから、あんまり専決はやめるべきだと私は思って言っているわけです。やっぱり職員の身分というのをちゃんとした雇用しないといけない。安定的にやらないと、それは不服で文句言わずに行けというかもしれないけど、やっぱりどこへ、どういう職になるかを明確にするための規定をつくるのに、専決でやる問題ではないというのを指摘させてもらいます。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了します。

これより報告第3号について採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

以上で報告第3号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 報告第4号の審査 \*\*\*\*\*

次に、報告第4号専決処分（専決第11号備前市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて審査を行います。

報告第4号について、質疑を希望される方の発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認されました。

以上で報告第4号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 報告第5号の審査 \*\*\*\*\*

次に、報告第5号専決処分（専決第12号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて審査を行います。

報告第5号についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○**松本委員** これは、国が制度を変えたから、市も対応しないといけないということで理解していいですか。

○**今脇総務部長** はい、そういうことです。

○**松本委員** ただ、国は、これからもうこういう社会ですから、どんどん受益者負担というか、いわゆる国民に保険料を上げてくれとかなんとか、こういう流れは何となく続く気がするけど、それもやっぱり限度があるというたらおかしいけど、あまりにも行き過ぎたことについて、やっぱり自治体もちょっと異議を申すというたらおかしいけど、そういう構えで、額は分かりませんが、いつまでも際限なく政府の言いなりというたらおかしいけど、やっぱり何かそういう流れだけじゃなしに、市民にとって、これ以上はいけないとか、一般財源からこっちへ補填するとか、そういうことも含めて、今回は別にどうということないですけど、そういうことも含めて必要じゃないかなと、私は感じます。

○**藪内委員** 先ほども答えられた国が決めたことに準じてのことなので、それは言ってもしょうがないですけど、1つ意見というか、片方ではいろんなものを給付してくださる、でも片方では増税があって、結局はマイナスになるみたいな、本当に意味があるのかなと思う。それでも、どうしようもないというか。何かそこについて意見があれば教えてください。

○**今脇総務部長** 先ほども質疑でもお答えしたけれども、中間所得層の負担が重くなってこないよというか、中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定が、今のこういった限度額の引上げということになっているのかなと思います。その反面、軽減制度の基準額といいますか、その枠が広がっているの、資料にも出させていただきましたけど、負担が軽減される世帯が幾らかでも増えているのかなというところはございます。

○山本委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第5号は承認されました。

以上で報告第5号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 報告第6号の審査 \*\*\*\*\*

次に、報告第6号専決処分（専決第13号備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて審査を行います。

報告第6号について、質疑を希望される方の発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第6号は承認されました。

以上で報告第6号の審査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前10時46分 閉会